

中野都市計画

(中野市)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

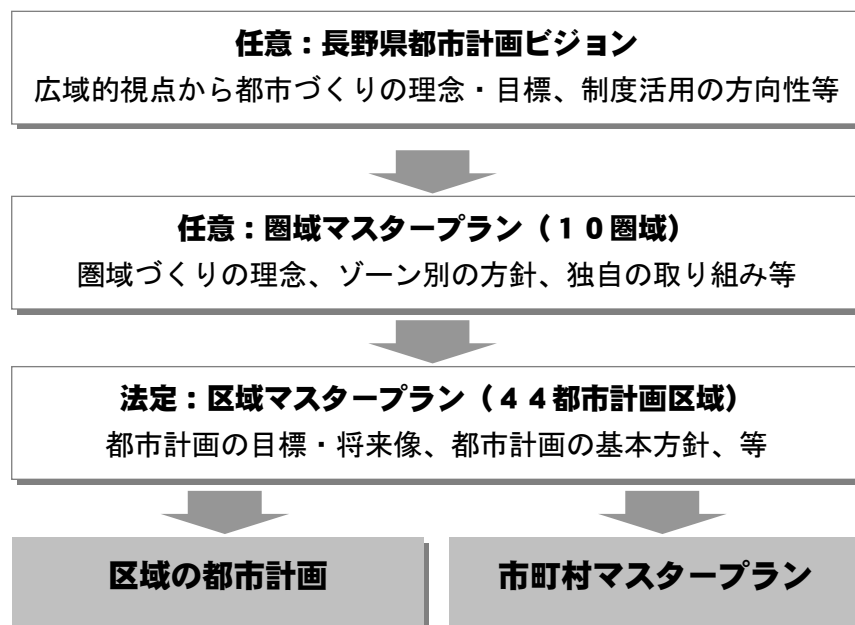
はじめに

1 都市計画区域マスタープランとは

すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされ、その内容は、以下の3つの事項とされました。

- ① 都市計画の目標
- ② 区域区分の決定の有無及び区分する場合はその方針
- ③ 主要な都市計画の決定方針

- 概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後を目標年次としています。
- 県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を10の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めております。



2 策定方法

地域別懇談会やニューズレター等により県民の皆様から意見をいただきながら策定した従前計画を基に、社会経済情勢の変化や地球温暖化への対応、市町村合併等を反映して見直し、都市計画法の手続きを経て都市計画変更されました。

【都市計画策定の経緯の概要】

中野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（長野県決定）

事 項	時 期	備 考
公聴会のための素案の閲覧	平成 23 年 10 月 11 日（火）から 平成 23 年 10 月 28 日（金）まで	
公聴会 （都市計画法第 16 条第 1 項）	平成 23 年 10 月 29 日（土）	公述申出なしに つき中止
関東地方整備局長事前協議	平成 23 年 12 月 2 日（金）	
市町村意見聴取 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 23 年 12 月 22 日（木）	
関東地方整備局長事前協議回答	平成 23 年 12 月 26 日（月）	
計画案の公告 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 24 年 1 月 10 日（火）	
計画案の縦覧 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 24 年 1 月 10 日（火）から 平成 24 年 1 月 24 日（火）まで	意見書提出 1 名
市町村意見聴取回答	平成 24 年 1 月 19 日（木）	
長野県都市計画審議会 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 24 年 2 月 9 日（木）	
国土交通大臣本協議 （都市計画法第 18 条第 3 項）	平成 24 年 2 月 21 日（火）	
国土交通大臣本協議回答	平成 24 年 2 月 23 日（木）	
決定告示 （都市計画法第 20 条第 1 項）	平成 24 年 3 月 15 日（木）	

変更理由書

「中野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成 16 年 3 月の策定以降、約 8 年が経過したところです。

今般、平成 19 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市（平成 17 年度に豊田村が合併し、新中野市が発足）の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地再開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

目 次

1	都市計画の目標	- 1 -
(1)	都市計画区域の範囲と目標年次	- 1 -
ア	都市計画区域の範囲	- 1 -
イ	目標年次	- 1 -
(2)	都市づくりの基本理念	- 1 -
(3)	地域毎の市街地像	- 3 -
ア	都市拠点（中心市街地）	- 3 -
イ	幹線道路の沿道地区	- 3 -
ウ	その他の市街地	- 3 -
エ	ふるさとの農用地 ¹⁾ ・集落地（農業地域及び田園集落地域）	- 3 -
オ	自然と共生する地域	- 3 -
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	- 5 -
(1)	区域区分の決定の有無	- 5 -
ア	県による同一基準での判断結果	- 5 -
イ	地域特性を考慮した区域区分の検討	- 5 -
ウ	区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない	- 5 -
(2)	区域区分の方針	- 6 -
	おおむねの人口	- 6 -
3	主要な都市計画の決定の方針	- 7 -
(1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	- 7 -
ア	主要用途の配置の方針	- 7 -
イ	土地利用の方針	- 7 -
(2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	- 9 -
ア	交通施設の都市計画の決定方針	- 9 -
イ	下水道及び河川の都市計画の決定方針	- 11 -
ウ	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	- 12 -
(3)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	- 14 -
ア	基本方針	- 14 -
イ	主要な緑地の配置の方針	- 14 -
ウ	実現のための具体の都市計画制度の方針	- 15 -
エ	主要な緑地の確保目標	- 15 -

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、中野都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものである。

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

ア 都市計画区域の範囲

- ・都市計画区域の名称：中野都市計画区域
- ・対象市町村：中野市
- ・範囲：中野市の一部

イ 目標年次

- ・都市計画の基本的な方向 平成42年
- ・都市施設などの整備目標 平成32年（中間年：平成27年）

(2) 都市づくりの基本理念

中野市は長野県の北東部に位置し、北にそびえる高社山を境にして飯山市、木島平村に接し、東は山ノ内町、南は高山村・小布施町と接する内陸都市である。

中野都市計画区域は、中野市（約11,206ha）の約29%にあたる3,200haに指定されている。

地勢は、北に高社山を仰いで、その裾野に開け、東は箱山、鴨ヶ嶽などの低山地に抱かれ、西には斑尾山がそびえている。市の中央を流れる千曲川がつくった河岸段丘や、夜間瀬川が形成した扇状地に集落がつくられ、中野扇状地には市街地が広がっている。

北信州の中心都市として機能集積が進んだ中野市であるが、近年人口減少・少子高齢化が進み、工業と商業の活力も今後大幅な増加を見込めない傾向にある。土地利用では、郊外に住宅や商業施設が立地し、中心商業地の活力の低下が進行している状況がみられる。

全国的な人口減少・少子高齢化社会が到来し、また低炭素の都市づくりが求められている中で、これからの都市づくりにおいては、持続可能な都市を形成していく視点が必要不可欠である。特に、自動車交通などによる温室効果ガスの排出を抑えたコンパクトな都市づくりや、景観や自然環境などの地域資源の保全・活用、さらに観光による地域の活性化が重要課題となっている。

また、大地震や洪水、土砂災害等の災害に対する安全性を高めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、本計画においては次のような都市づくりの基本理念を掲げるものとする。

ア 市域全体が持続的に発展する『活力あるまち』づくり

北信州の中心都市として持続的に発展していけるように、これまでに築いてきた中心市街地の都市機能や広域交通網、地域資源を活かして、愛着と誇りが持てるまちづくりを進める。

イ 地域、多世代が支えあう『安心して暮らせるまち』づくり

地域・世代を越えた交流を深め、皆で支え合える社会を構築するために、中心市街地や郊外の集落、中山間地の各地域が連携し、誰もが安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを進める。

ウ 豊かな自然・歴史を受け継ぐ『ふるさとのまち』づくり

北信州のシンボルである高社山や斑尾山麓、千曲川や夜間瀬川などの自然環境や、先人達の営みの形跡を残す歴史的財産を後世に受け継いでいくために、地域の景観形成や自然・歴史的財産を保全するとともに、これらを生かした活力あるまちづくりを進める。

(3) 地域毎の市街地像

本区域は、次の5つの地域に分けて整備を進める。

(注) 以下に記す地域名等は本計画での造語である。

ア 都市拠点（中心市街地）

中心市街地は、商業や行政等の都市機能が集積した区域であるが、郊外への中・大型店の進出などにより、中心市街地の空洞化傾向はより顕在化しており、人口の減少や空き店舗の増加などにより活力が低下している。本区域の中心的な拠点として、コンパクトで賑わいのあるまちを目指すために、居住環境の改善、まちなかに点在する資源の活用、歴史的、文化的施設の保全・整備などにより市街地内への定住促進と商店街の魅力づくりを図る。

イ 幹線道路の沿道地区

近年、商業系建物が立地してきた一般国道 292 号（オリンピック関連道路）は、広域から集客する新たな交流地区として位置づけ、ふさわしい機能集積と沿道土地利用の計画的な規制・誘導等により、無秩序な開発の抑制を図る。また、一般国道 403 号沿道についても既存の商業系建物が立地していることから、幹線道路の沿道地区として維持を図る。

ウ その他の市街地

中心市街地の外側に広がる住居系用途地域については、自然環境との調和を図りつつ、良好な住宅地としての基盤整備を図る。また新井工業団地・高丘工業団地については、工業基地としての生産環境の向上を図る。

エ ふるさとの農用地¹⁾・集落地（農業地域及び田園集落地域）

区域南部、西部及び北部には、集团的な優良農用地とそのなかに点在する集落地の広がりがある。

この優良農用地については、本区域の農業生産を担う基盤として、その保全を図るとともに、将来の農村観光につながるふるさとの農用地として、その景観保全を図る。

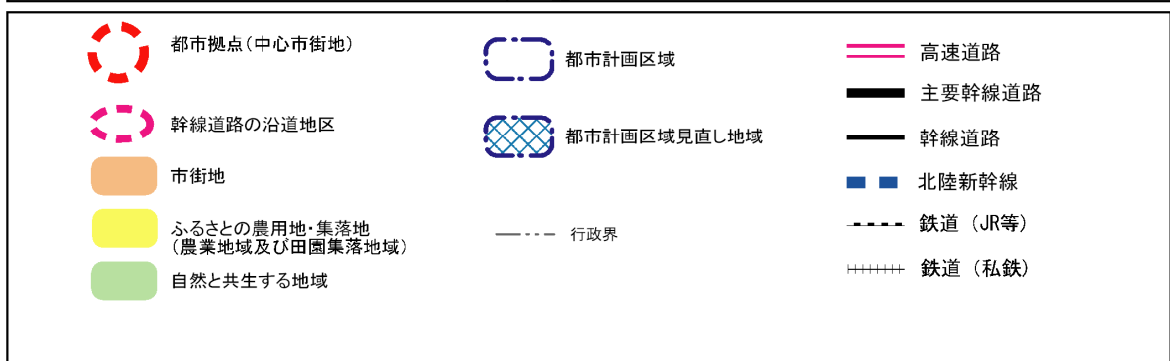
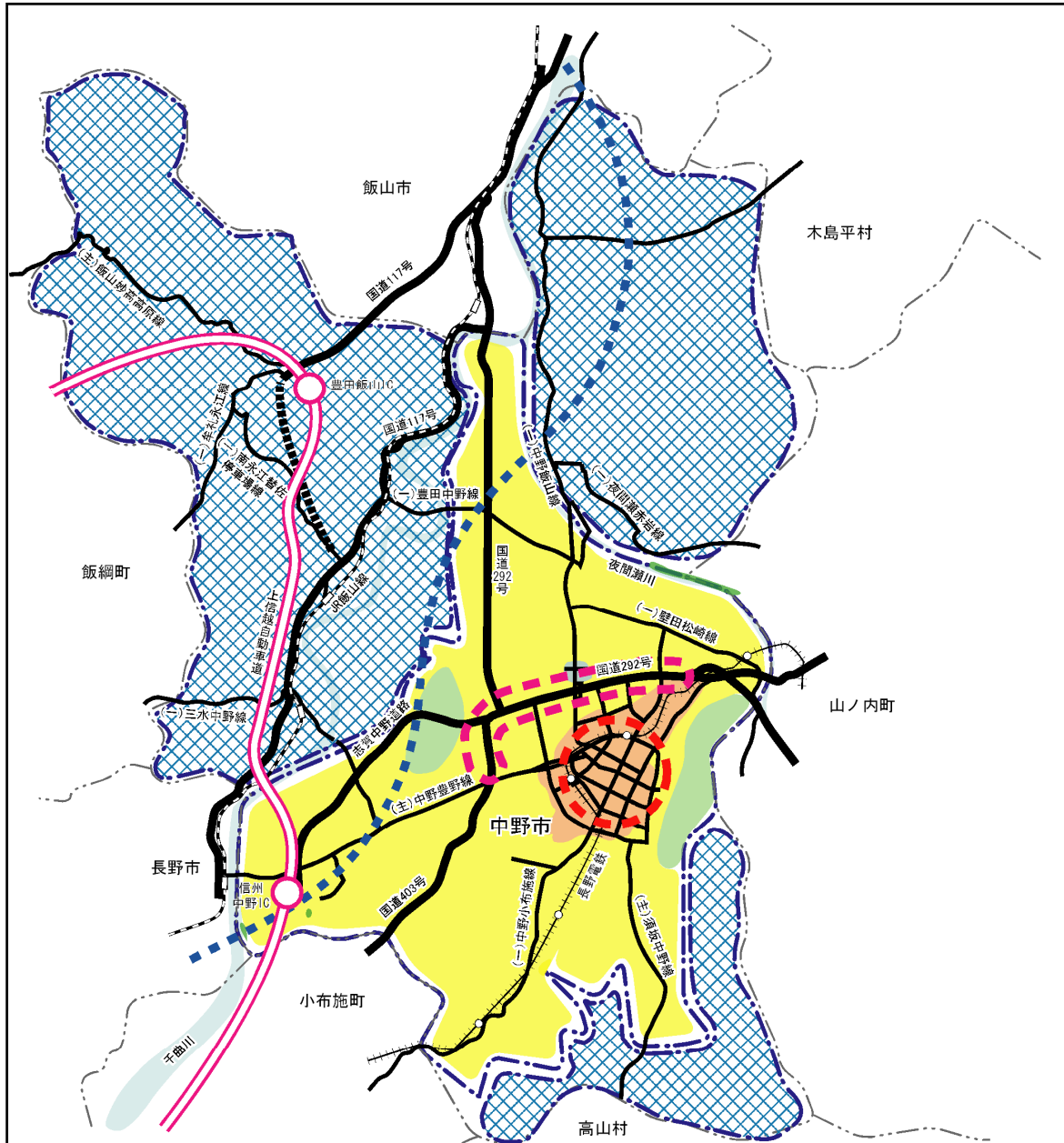
オ 自然と共生する地域

区域内に点在する森林地域は、自然資源の維持・保全を図りながら、一方で木材資源の利用、環境教育活動によるふれあいなど、資源の有効活用によって自然との共生を図る地域として位置づける。

さらに、市北部、西部、南部の都市計画区域未指定区域においては、将来土地利用を勘案の上、関係機関との調整をはかりながら都市計画区域の拡大、準都市計画区域の指定等、都市計画区域の見直しを図っていくものとする。

1) 農業の営みにより形成された美しい農村景観は、やすらぎや懐かしさを感じさせるものであり、このような状況を指す（造語）。

◆ 都市構造図(中野都市計画区域)



2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

ア 県による同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性を低いと判断した。その概要は以下のとおりである。

- ・市街地(用途地域)内の人口は減少傾向にあるが、市街地外は微増傾向にある。また、市街地外での農地転用状況は、県平均よりも若干高い。
- ・人口は減少傾向にあり、さらに第2次、第3次産業従業者数の伸び率は県平均値を下回っているため、市街地拡大の可能性は低い。
- ・市街地内の道路整備率は基準値より低くなっているが、都市的土地利用率は県平均よりも高い。

イ 地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域の市街地外においては、「農業振興地域の整備に関する法律」における農用地区域に指定され、また、「中野市宅地開発等指導要綱」や「中野市沿道景観維持に関する指導要綱」等により開発の適正な誘導等を行っている。併せて北部地域は「長野県景観条例」に基づき、「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域」に指定されている。今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であるため、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

ウ 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない

本区域は、アでは区域区分の必要性が低いと判断され、またイに示す地域特性を踏まえ、急激かつ無秩序な市街化進行しないものと考えられる。

しかし、近年用途無指定地域(白地地域)におけるスプロール的な開発等の問題も存する。こうした問題に対しては、今後、区域区分以外の都市計画手法による土地利用の規制・誘導を進め、周辺の環境と調和した計画的な土地利用を図る。

このような本区域の状況と考え方をふまえて、以下のような方針とする。

本区域は、今後、他の法令との適切な連携のもとで、区域区分以外の各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、区域区分を定めない。

(参考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県で判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」を「する」か、「しない」かは、国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については広域な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

前項で記述のとおり本区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本区域の基本理念に基づき、計画的なまちづくりの実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分 \ 年次	平成17年 (基準年)	平成27年 (中間年)	平成32年 (都市施設などの 整備目標)
都市計画区域内人口	38.0千人	おおむね 36.2千人	おおむね 35.0千人

(注) 平成17年基準年人口は、「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成27年及び32年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した行政区域人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 主要用途の配置の方針

(7) 商業地

3・5・4号駅前線沿道地区、3・5・9号立ヶ花東山線沿道地区、3・5・8号中町線沿道地区、3・5・5号相生町線沿道地区の商業系用途地域は、今後とも本区域における中心的な商業業務機能及び交流機能を担う拠点として位置づけ、地域の個性や資源を活かしたまちづくりを展開し、賑わいと歴史・文化に配慮した一体的な整備を推進していく。

信州中野駅周辺の近隣商業地域は、上記の中心市街地に次ぐ拠点として位置づけ、鉄道交通の玄関口として、またJA長野厚生連北信総合病院の拠点性を活かし、商業軸の活性化とあわせた交流拠点としての整備を図る。

また3・3・10号吉田栗和田線（一般国道292号ーオリンピック関連道路）の沿道部においては、農業的土地利用との調和を図りながら、沿道サービス型の商業施設の立地を適正に誘導する。

(4) 住宅地

商業地の外側に広がる旧来からの住宅地区である住居系用途地域は、居住環境の向上を図る。

中心市街地の住宅地区は、商店街の魅力づくりの推進にあわせて、利便性を活かした都市型住宅地として定住促進を図り、戸建住宅や中高層の集合住宅を主体とする住宅地の形成を図る。

さらに都市型住宅地の周辺部に広がる住宅地区は、戸建住宅と低中層の集合住宅とが調和して立地する環境良好な専用型住宅地の形成を図る。

(7) 工業地

新井工業団地のある工業地域は都市基盤施設の充実を図りながら、良好な生産環境を有する工業地としての成熟化・高度化を図る。

上信越自動車道信州中野IC周辺に立地する高丘工業団地は、生産・研究・流通の各部門を視野に必要な産業基盤を整えつつ、企業支援を図る。

イ 土地利用の方針

(7) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既成市街地や幹線道路の沿道地区においては、多様な都市活動が複合的に機能する立地特性にあることから、建築物の高度利用を誘導しつつ、複合的な土地利用の実現を図る。

(4) 居住環境の改善又は維持に関する方針

本区域においては、木造建築物や狭小宅地が比較的多い区域があり、防災上及び良好な居住環境の形成上問題があるものと考えられるため、地区計画等の適用に向けて検討を進める。

(ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域においては、緑地または風致の維持に関する地域地区等の指定を予定する地区はないが、良好な都市環境の創出、または維持・増進を図るため、自然環境や歴史・文化資産に調和した都市内緑地の形成を進める。

特に景観については、市内各地で異なる特性を持っているため、「長野県景観育成計画」及び「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画」に基づき、その地域ごとの特性を活かした景観の形成を進める。

(エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地南部、西部及び北部にあって既に土地改良事業が完了している地区などの農村集落のある農振農用地区域については、「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づき、今後とも優良な農地として、保全する。

(オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域において、住民の生命及び身体を保護するため、建築物の立地抑制等を図る区域を、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等に指定することにより、適切な土地利用を図る。

(カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

区域を取り巻く山地、丘陵地、千曲川、夜間瀬川、さらに優良農地などの恵まれた自然環境は、良好な都市環境を維持する上からも貴重な財産であることから、生物多様性に配慮しながらこれらの自然資源の保全を図る。

地域内の里山においては、良好な樹林地等の環境資源を今後とも維持・継承していく。

(キ) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途無指定地域（白地地域）での建築物の形態制限については、住環境の保全と景観に配慮し、地域の実情を加味した適切な土地利用を進めていく。

幹線道路近傍等、無秩序な市街化が進行するおそれがある区域については、地域住民との合意形成のもとで、関係機関と調整を図りながら特定用途制限地域や地区計画等の適用を進める。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 交通施設の都市計画の決定の方針

(7) 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域における主要な交通体系としては、上信越自動車道、一般国道 292 号（3・3・10 号吉田栗和田線、3・5・15 号栗和田線）、一般国道 403 号（3・3・10 号吉田栗和田線）、一般県道中野飯山線（3・5・5 号相生町線）、主要地方道中野豊野線（3・5・9 号立ヶ花東山線、3・6・14 号草間七瀬線）、主要地方道須坂中野線（3・5・6 号辰巳町線）等で骨格が形成されている。また都市計画道路は、既存の商業集積地に格子状に同間隔に配置された形状で道路網が形成されている。

しかし、既存の商業集積地内では計画どおりに整備されていない都市計画道路もあり、商業地における自動車利便性も高くないことから、近年は郊外部に広幅員で整備された幹線道路沿道への商業立地が進んでいる。今後は、将来土地利用との整合を図りながら計画的に道路整備を進めていく必要がある。

また、都市計画決定から概ね 20 年以上経過した道路の中には、当時に求められていた道路機能や設計思想が変化し、あるいは機能不足や必要性が薄れてきたものがある。

このような現況を踏まえ、本区域においては、様々な交流活動を活性化させる交通体系の確立、交通集中地における円滑な集散機能の確保のため、長野県都市計画道路見直し指針に基づいて都市計画道路の見直しを行い、必要となる交通施設の整備を計画的に進め、総合的な交通体系の確立を図る。

また、交通結節点である信州中野駅を中心とした交通結節機能の充実や便利な公共交通サービスの実現を目指し、交通機関相互の連携並びに運行形態の改善を図ることにより、環境への負荷を低減し、歩いて暮らせる総合的な交通体系の構築を図る。

(注) 都市計画道路名は、県道と一部重複するものも記載されている。

b 整備水準の目標

道路交通においては、都市計画道路 17 路線、計画延長 38.62km のうち、平成 22 年度末現在では、改良済延長 25.83km、概成済延長 3.22km、計 29.05km（計画延長に対し 75.2%）の整備が行われている。基本方針に基づき、今後とも計画的に道路整備の推進を図る。

(4) 主要な施設の配置の方針

a 自動車専用道路

広域的な交流を担う道路としては、上信越自動車道を位置づける。上信越自動車道信州中野 I C によって、人や物資の流動を受け止め、区域の活性化、情報発信などに活用していく。

b 主要幹線道路

主要幹線道路として、一般国道 292 号（3・3・10 号吉田栗和田線、3・5・15 号栗和田線）、一般国道 403 号（3・3・10 号吉田栗和田線）、主要地方道中野豊野線（3・6・14 号草間七瀬線）を位置づける。これにより、東西・南北方向の骨格となる広域道路網の体系を確立し、交通機能の向上、周辺都市との連絡性の強化を図る。

(注) 都市計画道路名は、県道と一部重複するものも記載されている。

c 幹線道路

主要幹線道路を補完し、区域内の各地域及び隣接市町村間を結ぶ幹線道路として、主要地方道中野豊野線（3・5・9号立ヶ花東山線、3・5・7号松川上小田中線）、主要地方道須坂中野線（3・5・6号辰巳町線）、一般県道中野小布施線（3・5・8号中町線）、一般県道中野飯山線（3・5・5号相生町線）、一般県道夜間瀬赤岩線、一般県道豊田中野線、一般県道壁田松崎線、一般県道三水中野線、市道牧ノ入線、3・5・8号中町線、3・5・7号松川上小田中線、一般県道信州中野停車場線（3・5・4号駅前線）、3・5・5号相生町線、3・5・9号立ヶ花東山線を位置づける。

その整備にあたっては、交通機関相互の連携強化を促進する等、総合的な整備を進めながら機能向上を図る。

(注) 都市計画道路名は、県道と一部重複するものも記載されている。

d 補助幹線道路等

上記以外の都市計画道路等については、それぞれの地域における通行機能、空間形成機能、街区形成機能を担う補助幹線道路として位置づける。

その整備にあたっては、交通機関相互の連携強化を促進する等、総合的な整備を進めながら機能向上を図る。

e 公共交通

鉄道・バス等の交通手段の連携を向上させ、公共交通の利便性を高めることにより利用者の拡大を図る。また、移動手段を持たない交通弱者が自由に外出できる社会確立のため、それを支える住民組織への支援を図る。

f 自動車駐車場

中央第二駐車場を位置づける。

g 自転車駐車場

多くの市民の自転車利用が集中する信州中野駅周辺においては、鉄道への乗り換えや施設利用の利便性の向上、放置自転車による弊害の解消を図るため、需要に対応した適正規模の駐輪場の確保と、計画的な配置を図る。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

交通施設名	路線名
幹線道路	一般県道中野飯山線 3・5・4号駅前線（一般県道信州中野停車場線） 3・5・9号立ヶ花東山線（主要地方道中野豊野線、 一般県道中野小布施線） 3・5・11号吉田西条線

(注) 10年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。

イ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(7) 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

(a) 下水道

下水道の整備は、市街化の動向と十分に整合を図りながら、市街地開発事業と合わせて効率的な施設整備を行うことが必要である。雨水排水施設については、浸水被害など災害防止の緊急度の高い地域から整備を進める。汚水排水施設については、人口や産業等の都市機能集積地から先行的に整備を推進する。

本区域における公共下水道事業は、七瀬処理区で整備済、中野処理区で整備中である。

特定環境保全公共下水道事業は、高丘処理区、竹原処理区で整備中である。

今後とも、関連計画との整合を図りながら、目標達成に向けた計画的な整備を進める。

(b) 河川

河川は千曲川をはじめ、夜間瀬川、篠井川等の河川を有し、順次改修が進められてきているが、集中豪雨時には水害が発生するおそれのある地区もある。

河川等の整備は、市街地等に対する自然災害の被害を可能な限り抑制するため、災害発生が予想される河川における自然災害の防止に努め、治水事業による整備を促進する。

また、都市・地域の水辺環境の骨格となる河川の整備にあたっては、緑のふれあい軸として、親水護岸、遊歩道、河川公園などの親水空間の整備を促進する。

b 整備水準の目標

(a) 下水道

下水道については、管渠及び処理場整備を進め、普及促進を図る。

(b) 河川

千曲川、夜間瀬川等の一級河川の未改修部分の早期改修を目指すほか、準用河川の整備、災害のおそれのある普通河川や水路の整備を進める。

(イ) 主要な施設の配置の方針

a 下水道

下水道は、施設整備計画に基づいて管渠及び処理場整備を完了し、普及促進を図る。

b 河川

現在の河川流域を基本とし、河川整備計画の考え方に基づいた総合的治水事業を進める。

(ウ) 主要な施設の整備目標

a 下水道

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

区分	処理区名等
公共下水道	中野処理区（污水）
特定環境保全公共下水道	高丘処理区（污水） 竹原処理区（污水）

（注）10年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。

b 河川

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

区分	河川名
一級河川	夜間瀬川 千曲川

（注）10年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。

ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(ア) 基本方針

多様化する市民の需要に応えるため、市街地整備や地域の活性化といったまちづくりとの関連を図りながら、安全で快適な交通環境の形成や施設の複合化・多目的利用に配慮した各種公益施設の整備・充実を図る。

(イ) 主要な公共施設の配置の方針

a 供給処理施設

汚物処理場としては、北信保健衛生施設組合豊田衛生センターがあり、その機能維持・向上を図る。

ごみ焼却場としては、北信保健衛生施設組合東山清掃工場があり、その機能維持・向上を図る。

ごみ処理場としては、北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターがあり、その機能維持・向上を図る。

b 教育文化施設

既存の小中学校の改修を進めるとともに、児童生徒数の動向を配慮して小中学校の改築等を検討する。また、文化・学習施設、コミュニティ施設についても、既存施設の整備拡充を計画的に推進する。

c 医療施設等

J A長野厚生連北信総合病院及び福祉施設の整備拡充を進める。

(ウ) 主要な施設の整備目標

既存の施設の活用及び効率的な運用を図るとともに、各部門の整備計画などに基づき計画的な整備を推進する。

(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア 基本方針

(7) 自然的環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域は高社山、箱山、鴨ヶ嶽などの山地に抱かれ、千曲川、夜間瀬川が区域に隣接して流下するなど、山地、丘陵地、河川等の恵まれた自然環境を保全するとともに、生物多様性に配慮した都市づくりを行う。

こうした優れた自然環境を有する山地及び丘陵地においては、良好な樹林地等の環境資源の維持・継承を図る。

農振農用地区域を中心に形成される集落地においては、農業活動の振興や優良農地の保全に努めるほか、遊休荒廃農地等を活用した市民農園や観光農園の整備など、農村集落環境の保全を図る。

公園整備にあたっては、現存する歴史的・文化的・自然的な環境資源に配慮しつつ、その適地を選定するとともに、環境資源を活かした特色ある公園の整備を図る。

また優れた環境資源である千曲川や夜間瀬川の水辺環境、丘陵地及び山地の緑環境を活かした拠点整備を図るとともに、拠点のネットワーク化を図る。

さらに一本木公園をはじめバラを利用した花のまちづくりの推進を図る。

(4) 緑地の確保目標水準

都市計画公園は11箇所12.94ha（街区公園8箇所1.14ha、近隣公園2箇所4.80ha、地区公園1箇所7.00ha）の計画決定のうち、平成22年度末現在では、11箇所11.59haが開設済みとなっている（進捗率は89.6%）。また、都市計画決定していない開設済みの公園は8箇所19.85ha存在する。

今後は、都市公園面積の整備目標25m²/人の達成を目指し、計画的に公園緑地の整備推進を図る。

イ 主要な緑地の配置の方針

(7) 環境保全系統

市街地の周辺に広がる山地、丘陵地の森林環境、千曲川や夜間瀬川に代表される水辺環境等の保全を図る。

(4) レクリエーション系統

街区公園・近隣公園・地区公園等を計画的に整備を進める。また、優れた環境資源を積極的に活用して市民の多様なレクリエーション需要に応えていく。

(7) 防災系統

市街地の周辺を取り囲む山地の森林は、災害防止に役立つ緑地であるため保全を図る。また、災害時には避難地となる公園等の緑のオープンスペースについて適切な配置を図る。

(4) 景観構成系統

地域の特性を活かした都市づくりを目指し、特に郷土景観の保全に配慮した緑地系統を配置する。

「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画」で沿道地域として区分されている一般国道 292 号、一般県道中野豊野線沿道においては、高社山や背景となる山並みのスカイライン等との調和を図る。また、田園地域、山地・高原地域においては背景となる山並みのスカイラインとの調和等、それぞれの地域特有の景観形成を図る。

ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針

(7) 公園緑地等の整備目標及び配置方針

a 街区公園

面整備済区域以外の街区不足地区を中心に、各住区における将来の居住人口に対応した施設需要の確保や円滑なアクセスが可能となるように、必要箇所に配置し、整備の促進を図る。

b 地区公園

整備されている北公園の施設の充実と有効活用を図る。

c その他の公園緑地等

区域内の優れた環境資源を活用した都市緑地等を配置し、整備を図る。

(イ) 緑地保全地域の指定目標及び指定方針

a 風致地区

特に指定の目標はなし。

将来的には、優れた風致、景観を有する緑地でかつレクリエーション系の重要な機能を担う地区、及び周辺部で文化財の併設や景観の保全に寄与する緑地一帯の指定を検討する。

b 条例等によるもの

現在の都市計画区域内の農振農用地区域、保安林等は、それぞれの法指定の目的に応じて、将来においてもその維持を図る。

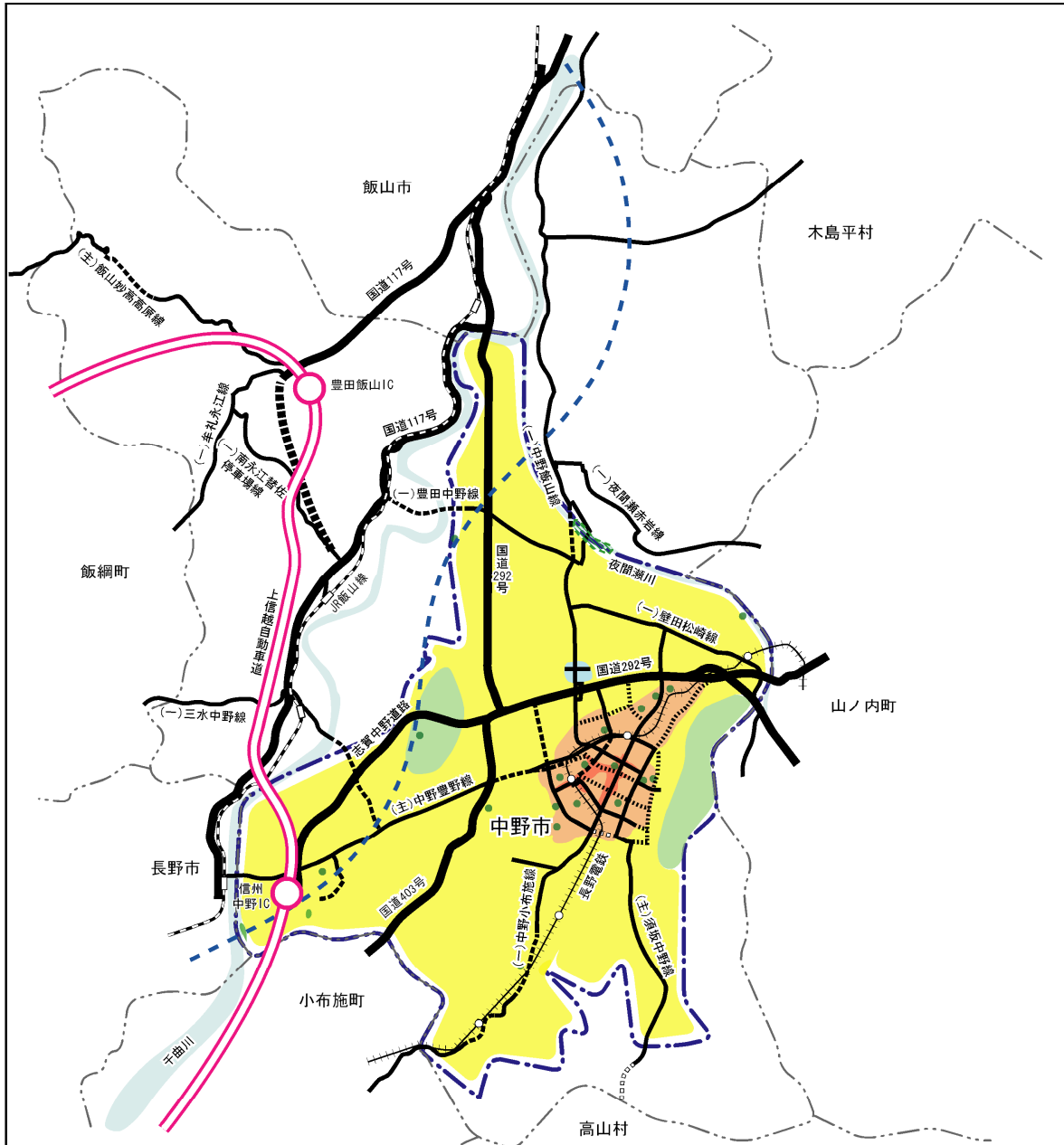
エ 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に決定を予定する地域地区や整備を予定する主な公園は次のとおりとする。

種別	名称・地区名等	確保目標(規模 ha)
公園等 都市公園	夜間瀬川河川公園	約 7.3ha

(注) 10 年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。

都市計画区域マスタープラン附図
中野都市計画区域（中野市）



都市計画区域	高速道路	公園・緑地	市街地開発事業
住宅地	主要幹線道路	整備済み	土地区画整理事業
商業・業務地	整備済み	10年以内整備	整備済み
工業地	10年以内整備	未整備	10年以内整備
農用地	10年以降整備	構想	構想
森林地域	幹線道路	下水道計画区域	市街地再開発事業
自然保全地域	整備済み	主要河川・湖等	整備済み
	10年以内整備		10年以内整備
	10年以降整備		構想
	構想		行政界
			新幹線
			" (計画)
			鉄道 (JR等)
			鉄道 (私鉄)

**中野都市計画（中野市）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

平成24年3月発行

○長野県北信建設事務所整備課

〒383-8515 長野県中野市大字壁田955番地

TEL 0269-22-3111

FAX 0269-28-0770

E-mail hokuken-seibi@pref.nagano.lg.jp

○長野県建設部都市計画課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7297

FAX 026-252-7315

E-mail toshikei@pref.nagano.lg.jp